

添付法令資料 3 :

伝統的商業銀行、シャリーア商業銀行及びシャリーア事業ユニットにおける  
マクロプルーデンス包括的融資比率に関する 2021 年 8 月 31 日付インドネシア銀行  
規則 No.23/13/PBI/2021 (目次)  
同日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 RPIM (マクロプルーデンス包括的融資比率) の設定
  - 第 1 節 RPIM の履行 (第 3 条)
  - 第 2 節 包括的融資 (第 4 条ないし第 8 条)
- 第 3 章 データソース及び報告 (第 9 条ないし第 13 条)
- 第 4 章 RPIM の公表 (第 14 条)
- 第 5 章 戦略的及び基盤的な措置を実施する銀行における RPIM の履行 (第 15 条ないし第 18 条)
- 第 6 章 技術支援及び表彰 (第 19 条ないし第 21 条)
- 第 7 章 RPIM 政策の評価 (第 22 条)
- 第 8 章 監督 (第 23 条)
- 第 9 章 処分 (第 24 条ないし第 27 条)
- 第 10 章 終則 (第 28 条及び第 29 条)